



自治退ニュース

No.265

2014. 8. 22

定価一部20円

(会員の購読料は
会費の中に含む)

発
行
所

東京都千代田区六番町1 自治労会館2F

全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

ホームページアドレス <http://www.j-taishokusha.jp>

第3回自治退役員会、県本部代表者会議開く 都市交退協関連単会の加入決定

自治退は7月14日に第3回役員会および県本部代表者会議を開催した。

第3回役員会では、主として次の議案を決定・確認した。

- ① 都市交退協を構成する16単会と自治退各県本部の統合協議がまとまったことにより、関係組織の加入承認が決定された。この役員会には都市交退協が解散した後自治退内の新たな連絡組織として発足した「自治退都市交連絡協議会」の小塩会長にオブザーバー参加を願い、あいさつを受けた。この結果、自治退組織は513単会、258,728人となった。単なる足し算にとどまらない総合力の向上が期待される。
- ② 第43回広島総会で審議する運動方針素案を、県本部代表者会議を経て組織討議に付す。
- ③ 第44回総会を静岡県伊東市で開催すべく議案を準備する。
- ④ 安心総合共済がこのままの趨勢では近い将来加入者1万人を割り、団体割引率の低下を招く。加入促進の意思統一のため10月2日に保険事業交流集會を開催する。

県本部代表者会議では、冒頭6月18日に急逝された近畿地連選出黒田征宣理事をはじめとする物故者を悼み黙祷を捧げた。

都市交退協小塩会長の紹介とあいさつの後、福田会長は、安倍の暴走とたたかう、福島原発事故収束を急げ、24兆円の中期防・軍国化の進行に反対する、滋賀県知事に続き福島・沖縄で勝利して展望を開こうと発言した。

氏家自治労委員長、相原参議院議員から激励のあいさつを受けたのち、東京海上安田課長から共済事業前進の取り組み強化の提起を受けた。

運動方針素案を組織討議に付すことを含めた諸議案については、以下の討論を経て確認された。

<自治労共済との間で懸案になっている退職後新規加入、遺族の継続加入などの解決を><全労済がマイカー共済の年齢別掛け金導入を検討していると聞くが、動向把握と対処方針を><旧都市交退の単会の県高退連加入形態、地連単位の連携方策などの詰めを><新規単会結成助成金の復活を><認知症高齢者鉄道事故に対する遺族への賠償命判決を許すな><佐賀空港オスプレイ配備反対><組織拡大取り組みを支援する自治労方針を><通信傍受法・共謀罪の危険性を明らかにして反対取り組みを><25万自治退建設が成就した、次の目標設定を><自治退保険事業推進のために競合団体の商品や組織実態を把握して的確な対処を><小規模の単会を支える方策、会費負担の在り方などを検討すべき><介護保険法改定に対する第二次自治体要請行動を展開すべき、実施するならモデル要求を速やかに示すべき>

退職者の新規加入が可能に

これまで退職者は、自治労共済の自動車共済・火災共済について、在職中に加入していて退職後も継続する場合に限って加入できることとされていた。

これに対して会員から退職後の新規加入の道を開いてほしいとの要望があり、自治労共済との間で協議を続けてきた。

このほど、自治労共済本部から連絡があり、要望を実現するために7月15日の第7回経営委員会で次の考え方を確認したと説明され

た。当面加入できる対象が限られてはいるが、退職者会の要望を受け入れてくれた自治労共済の英断を歓迎する。

詳細な周知・教宣は別途資料を用意する予定。

<新規加入が可能になる共済>：自動車共済・火災共済・自賠責共済（ただし、火災・自然災害共済については当面新規退職予定者のみに呼びかける方法とし、完全に職場を離れた方への呼びかけは今後の検討課題とされた）

<実施時期>：2014年12月発効契約から取り扱い開始

<加入資格>：当面、自治労共済本部、県支部段階で組合員履歴が確認できる方、具体的には「2008年1月以降、自治労共済生協の組合員登録がある方」。今後拡大を検討する。

また、新規加入取扱いのほか、「団体生命・長期共済」制度を利用しがたい退職者、臨時・非常勤職員などを対象として、新たに定期生命保障200万円（全労済個人長期生命共済）と終身医療保障3,000円（全労済終身生命共済）を組み合わせた個人向け共済の提供を開始し、自治退の安心総合共済と相互補完する方針もあわせて示された。

全労済マイカー共済の掛け金変更

自治退は県代終了後、発言のあった「全労済マイカー共済の掛け金変更」について自治労共済に次のように申し入れた。

全労済が「マイカー共済」の掛け金について、損保業界の区分と共通性を持たせて高齢者の掛け金引き上げを検討し、8月初旬に提案を予定していると聞きました。自治退としては、①高齢者を狙い撃ちにする掛け金引き上げには賛成できません（仮に検討する場合でも自治労共済規模、全労済規模、損保業界規模で損害率がどうなっているか、従前方式ではやっていけない事情があるかなど、基礎的な事実を含めて加入者に説明し、意見を聞き合意を得るべきです）。②自動車共済からマイカー共済に移行するため加入者には相当大きな負荷があり、やっと落ち着いたところですので。制度は当分の間は安定させるべきで、にわかに変更すべきではありません。

これに対して自治労共済から次の説明があった。

- ① 8月5日の全労済役員会で「マイカー共済次期制度・掛け金改定実施概要案」が確認された。内容は危険差損を解消し、収支バランスをとるために給付率の高い車種や運転者年齢別条件等を考慮して掛け金を引き上げるなど損保会社との掛け金差異を縮小しようとする案。
- ② これについて自治労共済は「13年1月から一年間をかけて自動車共済の移管を完了した直後の時期に行われるもので、組合員に全労済統合、共済運動そのものに対する疑念を抱かせかねない課題であり、慎重な対応が必要である」「安定的な事業運営のために2017年度末までに危険差損の解消を目指すことは基本的に了解」「一律大幅な掛け金引き上げには反対」「組織討議で組合員の納得を得られるよう全力を尽くす」などの考え方を基本として8月7日組織討議を開始した。
- ③ 9月中旬までに各県の意見を集約して、9月30日の共済推進県本部代表者会議で最終方針を確認することとしている。
自治退としては申し入れの趣旨を生かすよう引き続き関係者に働きかける。

マクロ経済スライドを考える

ちょっと待った

今年の年金財政検証で、名目年金額を切り下げるマクロ経済スライドを実施した場合の試算が出された。実施すれば将来受給者の所得代替率は高くなるという結果が出た。現行年金制度では、掛け金率の上限が決まっているので給付原資総額は一定の範囲内にある。その中で現在の受給者の年金を抑制し、それを将来の受給者の原資に回す方策をとれば数字の上では当然将来受給者の所得代替率は高くなる。政府はこの方向で制度を改定する意欲を示している。

だが、ちょっと待ってほしい。年金受給者には言い分がある。

それは2004年に始まった

年金は細かな決まりがあるため複雑な制度と思われがちだが、基本的にはお金を集めて配るというシンプルな制度である。2004年の制度改定でそれまでの「まず給付を確定して、再計算により必要な掛け金を改定（上げる）する」給付建て方式を改めて、「掛け金を（段階的に引き上げ、2017年からは）厚生年金18.3%、国民年金16,900円に固定して、その範囲に収まるよう給付を調整（下げる）する」拠出建て方式にした。同時に拠出建て方式とは制度的には馴染まないが、政治目標として所得代替率50%確保も決めた。高度成長が陰り、増える年金支払いに対して掛け金負担が追い付かなくなったことに対応する制度改定だった（当時の厚生年金掛け金のゴールは20%が想定されていたが、保険料負担を嫌う企業経営者の抵抗で18.3%にとどまった）。こんなに劇的な変更だったが、「物価特例水準」が解消するまで発動しないという決まりにより、10年間まだ一回も発動していないので受給者には実感がなかった。

マクロ経済スライドの正体

「マクロ経済」とはほぼ無関係な、掛け金の範囲に納まるよう給付を調整（抑制）する仕組みを「マクロ経済スライド」と呼ぶのは、名実不一致のネーミングである。年金を受け取る人数が増えれば年金財政は窮屈になるし、掛け金を払う人数が減ったり、賃金が下がれば保険料収入が減って窮屈になる。その分を年金額抑制で辻褁を合わせようとするのが「マクロ経済スライド」なので、その正体は「払い手減、受け手増に対応する年金額抑制」である。

調整率は、①被保険者減少率反映（過去3年間の平均値で毎年変動、2004年時点では $\Delta 0.6\%$ といわれたが、2015年度では $\Delta 0.8\%$ 程度ではないかといわれている）と②平均余命の伸び率反映（ $\Delta 0.3\%$ ）を合わせたもの。スライド適用期間は経済成長と賃金の伸び、就労人口の伸びが大きい場合、強く年金額抑制・減額をした場合には短くて済む。逆に経済停滞、就労人口伸び悩み、年金額抑制が無い小さい時は長い期間適用される。

この調整は、拠出建てを前提にする限り全面的に否定はできない。しかし、制度発足時の約束は「名目年金額は下げない、物価が上昇したときそれに伴う年金引き上げを調整率分だけ割り引くことで実質水準を下げる＝名目下限方式」ととどめるということだった。（例：物価が2.1%上がった場合、そこから調整率1.1%を割り引いて1%だけ年金を上げる）

少なくともこの約束は守ってもらわねばならない。

既裁定年金は「財産権」

既裁定年金は憲法が保障する「財産権」とされている。記憶に新しい「追加費用削減」のように、最高裁判例が示す要件を満たし、減額の幅が極端に大きくなければ違憲ではないと説明されることもある。しかし、高齢者の多くが、年金のみの収入で生活している。制度検討に当たっては決しておろそかに扱ってはならない権利であることを原点として銘記すべきである。

本当にやるべきことは

政府もメディアも年金額を下げるのが唯一の解決のように言う

が、財政検証が示している王道は「年金保険料を払う労働力人口を増やす、生産性を向上させ、その反映として賃金を上げる」ことだ（「受給者数を押さえる＝高齢者に早死にを促す」という選択肢は年金財政には貢献するだろうが年金制度の目的に反する）。そうすれば、当初の約束「名目下限方式」の範囲で十分に所得代替率50%は維持できる試算になっている。年金は経済社会の海に浮かぶ船に例えられる。海が大荒れだったり干上がったったりしたら船は浮かんでいられない。海を改善することが王道であって、船をいじっても効果には限界があるうえ、乗客＝高齢者への打撃は大きい。長い目では子どもが生まれ育ちやすい社会を作ること適切な人口を維持すべきである。直面する課題としては、①働きやすい環境を整備して女性や就労を希望する高齢者の雇用を拡大し、②短時間労働者の年金保険加入者を抜本的に増やし、③全労働者の賃金＝労働分配率を上げることこそが政策目標であるべきである。実現可能性もある。企業の経営者は、海外に経済基盤を移すこと、社内留保のため込むこと、幹部社員の報酬を極端に増やすこと、株主配当を増やすことばかりに目を向けず、企業の社会的責任を果たすことで健全な国民経済に貢献する見識を持つべきである。逆にこれをやらねば、消費を基礎にした日本経済の安定的な循環は望めない。

マクロ経済スライドは基礎年金に効きすぎる

また、マクロ経済スライドは基礎（国民）年金に対する抑制効果が強すぎて、生活保障の機能を損なうことが危惧されるため、退職者連合はスライドの適用対象から外すことを要求している。

「経済状況に拘わらずマクロ経済スライドを発動せよ」

と誰が言うか

*政権が言うとき：「アベノミクスは宣伝しているだけで実現はしない」と告白。

*企業経営者が言うとき：「誰が何と言おうと労働分配率は上げない、社会保険に加入しない非正規労働者は減らさない」と宣言。

*労働組合が言うとき：「賃金闘争と非正規の処遇改善は諦めるとつぶやき。

*研究者が言うとき：

その一 売名派：制度を知らず売名をこととする似非研究者の言説に聞く価値はない。

その二 正統派：年金制度を知悉して、そのうえで将来世代の受給水準維持のため現時点で何をなすべきかの提言をしている研究者とは真剣に討論すべき。

ちなみに、厚労省は8月6日の退連要求への回答で「国民会議でも課題になり、将来を考えると物価下落時も適用すべきだ」という意見が強いが名目額切り下げは、受給者の理解を得る必要があり、慎重に検討する」と述べている。

2015年の年金額：マクロ経済スライド初発動か

2015年の年金額は2014年と2013年の消費者物価比較が基礎になる。現時点では物価は若干の上昇ではないかとみられている。仮に物価上昇幅が2%だったとすると、積み残しの物価特例水準解消分の $\Delta 0.5\%$ に加えて、スライド率（2015年度 $\Delta 1.1\%$ 程度と想定されている）が初発動されて、 $+0.4\%$ 改定に抑制されることになる。

（仮に物価下落の場合は、現行制度では「下落幅 $+ \Delta 0.5\%$ の減額」になる。経済状況に拘わらずスライド発動という新方式が強行されれば、「物価下落幅 $+ \Delta 0.5\%$ の合計が減額」されることになる。）

いずれにしても、来年0.5%を超える物価上昇や、新方式の強行があればマクロ経済スライドが現実に適用される時期を迎えている。